

2024年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試C日程 試験問題

## 刑事法系（刑法、刑事訴訟法）

＜解答上の注意＞

1. この問題冊子は、表紙を含め3枚である。
2. 問題には、問題1（刑法）と問題2（刑事訴訟法）がある。配点は、問題1が60点、問題2が40点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、2枚が配付されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

## 【問題 1】

次の各設問に答えなさい。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること（解答順序は問わないが、設問番号を記入すること。また、2問とも解答すること。）。

### 〔設問 1〕（配点 30 点）

XとYは、自分たちに対し反抗的な態度を見せるAを痛い目に遭わせることを合意し、某日、それぞれ暴行・傷害の故意でAに対して暴行を加え（第1暴行）、全治2週間の腹部打撲の傷害を負わせた。その後、Xは、興奮したYがさらに暴行を加えようしたので、Yに対し、「これ以上はやめろ。」と告げて、その場を立ち去った。その後、興奮したYは、うずくまるAの頭部を蹴り上げ（第2暴行）、第2暴行による頭部挫滅の傷害が致命傷となって、Aは死亡した。なお、第2暴行についても、Yには殺意はなかった。

XとYの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く）。

### 〔設問 2〕（配点 30 点）

Zは、プロ野球選手Bのバットとグローブを窃取しようとして、一人暮らしであるBがシーズンオフの旅行のため不在中であることを確かめ、Bの自宅に赴いた。ZがB宅に侵入しようとする様子をうかがっていると、Bの妹であるCから、「Bの妹ですが、うちに何かご用ですか。」と声をかけられた。Cは、3か月前までB宅でBと同居しており、この時点では就職してBとは別に暮らしていたが、Bの不在中、たびたび、B宅を訪れ、掃除等、Bの身の回りの世話をしていた。

慌てたZは、とっさに、「スポーツ用品店の者ですが、Bさんのバットとグローブの修理を依頼され、訪ねてきました。お預かりできますか。」と嘘をついた。Cは、「兄は旅行に出ており、修理の件は何も聞いておりません。兄には、修理にいらした旨を伝えておきますので、今日はお引き取りいただけますか。」と答えたが、Zが、「Bさんは、妹さんに伝えておく、とおっしゃっていましたが、変だなあ。」と困った表情を見せたので、「そうでしたか。では、分かりました。探してみます。」と言って、Bのバットとグローブを探したところ、わかりやすい場所に置かれていたので、それをZに見せて、「これで間違いないですか。」と言いながら手渡した。Zは、「間違いありません。」と言って、バットとグローブを受け取り、B宅を後にした。

Zの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く。また、住居侵入罪についても論じなくてよい）。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

## 【問題2】

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

### 【事例】

- 1 司法警察員Kは、V方に不法に侵入して現金10万円を窃取したという住居侵入・窃盗事件の捜査を行っていたところ、長年、公園や地下街で寝泊りしている住居不定・無職の被疑者A（70歳）が犯人である可能性があると考えた。そこで、Kは、12月のある日、Aを上記事件の被疑者として取り調べるため、警察署に呼び出したところ、Aは任意に出頭した。Kは、Aに対し、供述拒否ができる旨を告げた上で、Aの取調べを開始したところ、Aは「3日間、何も食べていない。寒くて夜も寝られない。」などと述べた。すると、Kは、Aに対し「全て正直に話したら、温かい高級すき焼きを食べさせてやるぞ。この冬は寒いし、温かい留置場で年を越したらどうか。」などと告げたところ、Aは「それなら話します。この事件は、私がやりました。」と犯行を自白した。Kは、このAの供述を調書に録取し、Aに内容を確認させた上、Aの署名及び押印を得て供述調書を作成した。
- 2 その後、検察官Pは、Aを起訴し、その公判において、上記Aの供述調書の取調べを請求したところ、Aの弁護士Bは、同意しない旨の証拠意見を述べた。

〔設問〕（配点40点）

裁判所が事例中の1の事実を認めたとして、上記下線部の供述調書の証拠能力について論じなさい。

《問題2 以上》

《刑事法系問題 以上》

**【出題趣旨】**

**【問題 1】 刑法**

設問 1 は、共犯（共同正犯）からの離脱が問題となる事案を素材として、刑法総論の体系的な理解と事案処理能力を問うものである。

設問 2 は、窃盗罪と詐欺罪との区別・限界が問題となる事案を素材として、刑法各論の基本的な理解と事案処理能力を問うものである。

**【問題 2】 刑事訴訟法**

本問は、刑事訴訟法 322 条 1 項の「被告人に不利益な事実の承認を内容とする」供述が記載された供述録取書について証拠能力が認められるかどうか、同法 319 条 1 項の「任意にされたものでない疑のある自白」の意義を踏まえて検討させるものである。